

社会福祉法人 武蔵村山正徳会
武蔵村山市緑が丘地域包括支援センター
介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント契約書

様 (以下「利用者」といいます。)と武蔵村山市緑が丘地域包括支援センター(以下「事業者」といいます。)は、事業者が利用者に対して行う介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについて、次のとおり契約します。

第1条 (契約の目的)

事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法その他関連法令及びこの契約書にしたがって、介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメントプラン(以下「介護予防ケアプラン」といいます。)を作成し、介護予防サービス(以下「サービス」といいます。)等の適正な提供が確保されるよう指定介護予防事業者サービス及びその他の事業の提供等が確保されるよう指定介護予防サービス事業者その他の事業者(以下「サービス事業者」といいます。)との連絡調整その他の便宜を図ります。

第2条 (契約期間)

この契約の契約期間は、令和 年 月 日から1年間とします。ただし、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条 (介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの担当職員)

事業者は、介護予防ケアプランの提供に当たる保健師又は、その他介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」といいます。)を利用者へのサービス担当者として指定し、その氏名を通知します。また、交代を行った場合は、利用者にもその氏名を文書で通知します。

第4条 (介護予防ケアプランの作成)

事業者は、担当職員に次の各号に定める事項を担当させ、介護予防ケアプランを作成します。

- 1 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族にサービスの提供方法等、理解しやすいように説明します。
- 2 介護予防ケアプラン作成に当たっては、適切にサービスが選択できるよう、地域のサービス事業者等のサービスの内容、利用料等の情報を利用者及びその家族にお知らせし、サービスの選択を求めます。

- 3 介護予防ケアプランの作成に当たり、利用者及びその家族の意向等を踏まえ、利用者が自立した日常生活ができるよう支援すべき課題を把握するため、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接します。
- 4 利用者の希望及び把握した課題を踏まえ、利用者が目標とする生活（専門的観点からの目標と具体策）利用者及びその家族の意向を踏まえた具体的な目標（その目標を達成するための支援の留意点）利用者及びサービス事業者等が目標を達成するための支援内容並びにその期間等を記載した介護予防ケアプランの原案を作成します。
- 5 介護予防ケアプランの原案にあるサービス等の内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を得ます。この場合、介護予防ケアプランの写しを利用者に交付します。

第5条（実施状況の把握・計画の変更等）

事業者は、介護予防ケアプラン作成後、次の各号に定める事項を担当職員に担当させます。

- 1 介護予防ケアプランの実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更、サービス事業者との連絡調整その他の便宜を提供します。
なお、利用者が介護予防ケアプランの変更を希望した場合、または事業者が介護予防ケアプランの変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって介護予防ケアプランを変更します。
- 2 前号の実施状況の把握に当たっては、利用者及びその家族、サービス事業者との連絡を継続的に行います。特段の事情がない限り、サービスの提供が開始される月（介護予防ケアプランが変更された場合を含みます。以下同じ。）及びサービスの提供が開始される月の翌月から起算して3月に1回又は6月に1回並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接します。
- 3 介護予防ケアプランに位置付けた期間が終了するときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接を行い、介護予防ケアプランの達成状況について評価します。

第6条（給付管理）

事業者は、介護予防ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、東京都国民健康保険団体連合会又は武蔵村山市へ提出します。

第7条（要支援認定等の申請に係る援助）

- 1 事業者は、利用者が要支援認定に係る新規申請、更新申請及び区分変更申請並びに要介護認定に係る新規申請を円滑に行うことができるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、前項の申請を利用者に代わって行います。

第8条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、サービスの提供に関する記録（以下「サービス実施記録」といいます。）を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧し、複写物の交付を受けることができます。
- 3 事業者は、利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申し出があった場合には、利用者に対し、直近の介護予防ケアプラン及びその実施状況に関する書類を交付します。

第9条（料金）

事業者が提供する介護予防支援及び予防介護予防ケアマネジメントに対する料金規定は【契約書別紙】のとおりです。

第10条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して、文書で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業者に関する情報を利用者に提供します。
- 2 事業者は、次の事由に該当した場合は、この契約を解除することができます。この場合、事業者は当該地域の他の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業者に関する情報を利用者に提供します。
 - ①やむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知したとき。
 - ②利用者又はその家族が事業者または担当職員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行いその状況の改善が見込めないとき。
- 3 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ①利用者が要支援又は介護予防・生活支援サービス事業対象者特定を取り消されたとき
 - ②非該当（自立）又は要介護と認定されたとき
 - ③利用者が介護保険施設等へ入所したとき、または死亡したとき

第11条（秘密保持）

- 1 担当職員、その他事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者及び利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

第12条（事故発生時の対応と賠償責任）

- 1 事業者は、利用者に対するサービス等の提供により事故が発生した場合には、速やかに区市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第13条（身分証明書携行義務）

担当職員は、常に身分証明書を携行し、初回訪問時及び利用者や利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証明書を提示します。

第14条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント、介護予防ケアプランに位置付けたサービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第15条（善管注意義務）

事業者は、利用者より委託された業務を行うに当たっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第16条（居宅介護支援事業所への委託）

- 1 事業者は、第3条、第4条、第5条、第7条、第8条に定める事務の実施を居宅介護支援事業所に委託することができることとします。
なお、個人情報の取扱いについては、委託先の居宅介護支援事業所は事業者と同様の義務を負うものとします。
- 2 前項により委託する場合は、その居宅介護支援事業所の事業者名、所在地及担当者氏名等を利用者にお知らせします。

第17条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところに従い、また介護保険法令その他諸法令に定めのないときは、双方誠意を持って協議の上、定めます。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

<事業者名> 武蔵村山市緑が丘地域包括支援センター
(東京都 第1304900036号)

<住所> 武蔵村山市緑が丘1460番地1103号棟

<代表者名> センター長 菅原 恭子 印

利用者

<住所> 武蔵村山市緑が丘1460番地

<氏名> _____ 印

代理人

<住所>

<氏名> _____ 印